## 市立幼稚園給食費

給食費は、保護者の負担となります。

ただし、年収が360万円未満相当の世帯(市町村民税所得割課税額77,100円以下)の子ども、及び同一世帯内に18歳未満(国の基準は小学校3年生以下)の子どもが3人以上いる場合の第3子以降の子どもについては、給食費のうち副食費(おかず、デザート等)が免除されます。

	保育料	給食費		負担額計
		主食費	副食費	<b>其担</b> 积司
年収 360 万円未満相当世帯	0円	500円	O円	500円
年収 360 万円以上相当世帯	0円	500円	3,180円	3,680円
	0円	500円	<b>0円</b> ※注1	500円

※注1 同一世帯内に18歳未満の子どもが3人以上いる場合、第3子以降(市独自の減免措置)